


所管部課	福祉部 健康課	部長	吉沢 寿子	
件名	平成26年度東大和市予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>予防接種費用助成事業は、定期予防接種の対象となる疾病の予防接種について、体調不良により定期予防接種の対象となる接種期間を過ぎてしまったり、定期予防接種の対象接種期間中であっても通院する他市の病院で任意接種として受けざるを得ない場合等、やむを得ない事情により、自己負担で接種した場合、その費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、予防接種を促進し、もって疾病予防を図るため、平成23年度から実施している。平成26年10月1日から定期予防接種A類に追加となる、水痘（水ぼうそう）について助成の対象とするため、一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表（第3条関係）助成の対象者に、下記の内容を追加する。 予防接種名：水痘 定期予防接種の対象となる接種期間：1歳以上3歳未満 助成対象の接種期間：定期予防接種の対象となる接種期間に加えて1か月まで <p>(2) 施行日 平成26年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 新たに定期予防接種の対象となる水痘についても、予防接種を促進し、疾病予防を図ることができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>平成26年 4月 1日 平成26年度東大和市予防接種費用助成金交付要綱施行 7月 2日 予防接種法施行令一部改正（10月 1日 定期予防接種化施行）</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。